

# 近世いろは歌研究史稿（下）

矢 田 勉

## 六 いろは歌研究史の周辺（一）

### ——五十音図研究との関わり——

本稿の締めくくりとして、いろは歌研究史と学説史上の関わりが深い周辺分野と、いろは歌研究との関係について見ていくことにしたい。一にはいろは歌とは別原理による音節一覧表である「五十音図」<sup>注1</sup>の研究との関わりである。もう一つは、既に第二章でも概説したように、いろは歌作者説を超える文字コンプレックス克服のレトリックとして登場した「神代文字」研究との関係である。本章では、まず五十音図研究について見ていきたい。

近世国語学史において五十音図が如何に大きな位置を占めていたかについては、今更贅言を要しないであろう。近世国語における言語研究のメインテーマの一つであった活用研究において、その具現化された研究成果としての活用表は、そのまま五十音図に活用現象、それも当初は四段（五段）活用動詞の幾つかのみを、かなりの無理を犯しつつ当てはめることから始まっている<sup>注2</sup>。更にその根底にある発想を探るならば、活用の整理そ

のものが、五十音図というものを媒介にした国語音の優秀性の証明の手續きの一つとして始まったのだと言つてよい。富士谷成章の「装図」のような、五十音図の束縛から完全に逃れた活用研究の例もあるにはあったが、近世国語の主流となった鈴屋派の研究では、宣長以前から続く賀茂真淵以来のそうした見方を逸脱することなく、それが結果として現行の活用表にまで至っている。

さて、五十音図の優秀性を説く論理と、いろは歌作者説とは、国語研究者を文字コンプレックスから解放する手段として、基盤を共有している。既に説いてきた通り、いろは歌作者説は、日本固有の文字である平仮名について、それが中国の文字文化Ⅱ漢字を母胎として発生したことは事実として認めつつも、その改変に「空海」という半ば神格化された才能を介在させることによつて、いわば「青は藍より出でて藍より青し」式に日本の文字文化の優秀性を説いたものである。それが、肝心のところでは事実と目をつぶった論理であり、近代国語学によつて克服すべき対象とされてきたことは周知の所である。それに対して、国学者達、殊に真淵—宣長の流れに属する者達が、（伴

信友の出現以前にあつては、仮名の起源に殆ど関心を示して来なかつたのは、それとは違う方向、即ち国語の音声文化の優秀性を説くことによつて、その深刻な文字コンプレックスを克服しようとしたためであつた。

即ち、真淵や宣長らは、文字コンプレックスを克服するため、そもそも文字文化というものそれ自体が人間の文化の中で重い位置を与えられるべきものでないこと、言語文化の中でより重要なのは音声言語であつて、その点での国語の優越性は揺るがない—そして、その証拠はまさに日本人が独自に文字を生み出そうとしなかつた、というそのことに求められるのだ、としたのである。漢学者新井白石が「同文同軌」の発想から総合的な国語文字研究書「同文通考」を著したのとは対照的な態度であつた。その点について、直接国学者達の言に就いて見てみたい。

賀茂真淵は「語意考」の中で次のように述べる（傍線は本稿の筆者。以下同）。

・これの曰いづる国はいづらのこゑの萬に五十聯くことをなして此よるつの事をくちづからいひ伝へる後くに也放その日のさかると此国（もろこしをいふ）は萬つの事にかたを書てしるしとする国なりかれの日のいる国（天竺をいふ）はいづら五十聯はかりのこゑにかた結を書て万つの事にわたし用る国なりしかあれは此国にのみかたを用ざるを疑ふ人あるはいまだしかりけり（一オウウ）

・むかしべ人日の入国にい行てその音コエその字カを伝へこし事をはやく時に解しるせしふみの有を見今もそを伝へしれ

りちふ人に問放さくるに堅タなる音のおこれることたてよこの音の通ふ事らいさゝかの事をいふのみなりそもく此国の上つ代より用來りて定め有ことばの分ち横の音にこそあれ其一つはこと初はしむる音こゑ二つはこと音うごかぬ音こゑ三つはこと音動く音こゑ四つはこと音おふする音こゑ五つはこと音たすく音こゑ也音こゑ分ち知る時こそこの言は明らか音なれしかあれば是ぞ此ことばの国の天地の神祖の教へ給ひし音ことにして他国にはあらぬ言のためしなることを知へしか、れば此いづらの音をあつめなせしもうつしき人草ならふ中つ代のわざならずいともたふとき神ならふ代に天御孫命の御代の千五百代にもかはらぬことばの国のもとをしめさへ賜ひしものになもある故いにしへより言靈の幸はふ国となふなり（三オウウ）

即ち、中国・インドと異なつて日本が文字を持たない国であつたことを積極的に認めた上で、国語の活用現象が国語音声の体系である五十音図に従うということをもつて、そのような整合性ある言語体系を創り上げたのは人間業ではない、従つて国語は神の言語である、と結論づけるのである。

また、本居宣長は自著「直毘靈」に向けられた漢学者市川匡鷹「まがのひれ」の論難に対して、「くず花」で次のように述べている。

・…文字は不朽の物なれば、一たび記し置つる事は、いく千年を経ても、そのまゝに遺るは文字の徳也、然れ共文字なき世は、文字無き世の心なる故に、言伝へとも、文字ある世の言伝へとは大に異にして、うきたることさらになし、

今の世とても、文字知れる人は、萬の事を文字に預くる故に、空にはえ覚え居らぬ事をも、文字しらぬ人は、返りてよく覚え居るにてさるとるべし、殊に皇国は、言靈の助くる國、言靈の幸はふ國と古語にもいひて、実に言語の妙なること、萬國にすぐれたるをや、

まづ皇国には、天地の判れし始よりして、国土日月萬物の始などまで、其事の詳に伝はりきぬるは、天照大御神の御生坐る御國として、萬國に優れ、人の心も直かりしゆゑ、且は中古迄、中々に文字といふ物のさかしらなくして、妙なる言靈の伝へなりし徳ともいひつべし、外國は大御神の御國にあらずして、萬の事もさだかならざるべきことわりなれば、上古の伝へ事もさだかならざる也、  
ここでは一貫して、勿論主として中国におけるそれを想定しつつ、外國における文字による伝承に対して、日本で行われてきた（と考えられている）音声による伝承の優位性を説いている。また宣長が「漢字三音考」の中で述べた國語音声の優秀性・完全性に関する言は、大変有名なものである。

・サテ其五十ノ音ハ。縦ニ五ツ横ニ十ツ、相連リテ。各縦横音韻調ヒテ乱ル、コトナク。其音清明ナルガ故ニ。イサ、カモ相涉リマギラハシキコトモナク。一ノ音ニ平上去ノ三声ヲ具シテ、言ニ随テ転用ス。此事下ニ委又五十二シテ足ザル音モナク。餘レル音モナキ故ニ。一ツモ除クコトアタハズ。亦一ツモ添ルコトアタハズ。凡ソ人ノ正音ハ此ニ全備セリ。サレバ此五十ノ外ハ。皆鳥獸萬物ノ声ニ近キ者ニシテ。澶雜不正ノ音也ト知ベシ。  
(2ウ)

・皇國ノ古言ハ五十ノ音ヲ出ズ。是天地ノ純粹正雅ノ音ノミヲ用ヒテ。澶雜不正ノ音ヲ廓ヘザルガ故也。サテ如此ク用ル音ハ甚少ケレドモ。彼此相連ネテ活用スル故ニ。幾千萬ノ言語ヲ成ストイヘドモ。足ザルコトナク尽ルコトナシ。  
(3オ)

更に、幕末に至って橘守部は「五十音小説」において、五十音圖との関連から、空海は平仮名字体を定めるに当たってそれそれ字形が音の姿を表わうように筆法を工夫していると主張する。音義説を文字に適用したかたちであり、以下のように結論するのである。

・そも／＼音義を解には、其音を口に唱へ試て、其形より考へ行が、肝要のわざなるから、かくは物し給へるなるべし。これらの論が現代的に見て極めて独善的であることは言を待たないけれども、我々は同時に、国学者らがそのように言わざるを得なかつた背景を理解する必要がある。國語音声の諸外國音に対する優越性の根拠として国学者達が挙げているのは、五十音という整然とした体系に整理出来、更にそれが用言の活用をも支配しているという点が一つ、いま一つは「万葉集」の「言靈」という語の拡大解釈であつた。

「言靈」説についてはそれ自体大変に複雑な問題を含むからここでは措く。今は、真淵や鈴屋派国学者達が、文字そのものを軽視し音声を重視することで、文字コンプレックスを克服しようとしたという点と、既存の仮名の価値を高めることにはけ口を見いだそうとしたらるは歌研究の流れとの対照を見ておきたい。言語研究における音声言語の優先の論はソシユール言語

学の特徴の一つでもあるが、全く異なる動機によつてではあるけれども、鈴屋派国学者達が結果として類似の立場を手に入れたことになるのも又興味深い。

しかし、それが彼等自身が重視した音声に対しての有益な研究を生み出すことに繋がつたとは言いやしいという点は、研究史の皮肉である。彼等の音声に対する観察は、「漢字三音考」に既に甚だしく見られるように、寧ろ独善性、更に言えば狂信性の袋小路にはまり込んで、ゆくゆくは音義説や国粹的言靈説へと突き進む結果となつてしまつた。それに対し、彼等における文字の研究は、文字の軽視が却つて文字に対する客観的な観察眼を生んで、その対象は上代語音を明らかにする基盤研究としての万葉仮名研究と更にその前提としての漢字音研究にごく限定されたけれども、その中では宣長・石塚龍麿による上代特殊仮名遣の発見や、宣長「字音仮字用格」「地名字音転用例」、東条義門「男信」と、優れた客観的成果を導くこととなつたのである。

さて、これらの国学者による五十音図と言靈説を根拠とした国語音声の優秀性の論理は、いろは歌作者説を媒介とした平仮名という文字の優秀性を説く論理を積極的に肯定するものではないけれども、しかし、といつて自らの論理にそれが抵触するものでもない。従つて、本居宣長らは「さもありぬべし」(「古事記伝」と、いろは歌作者説に対して非常に淡々とした態度を示すのである。それに対して、逆に、いろは歌研究書では五十音図がどのように扱われていたか。次に確認しておきたいの

はその点である。

本稿が調査対象としたいろは歌研究書の中で、五十音図に説き及ぶものは以下のものである。(9)「以呂波字考録」、(14)「以呂波萬年艸」、(23)「以呂波探玄抄」。まず、いろは歌研究書で五十音図について触れるものは甚だ少ないということが気づかれる。本来、いろは歌研究史は密教教学と極めて関係が深い。実際、奥書から推測するに、韻学系の書である「倭片仮字反切義解」といろは歌研究書(20)「伊呂波之記」、(22)「以呂波之伝(以呂波伝受記)」がともに耕雲を作者に擬し、伝来も似た経緯であつたことなど、両者の関係の近きを端的に表す事例である。それに反して、いろは歌研究書に五十音図に触れるものが少ないといふことは、その世界にあつて、両者が現在一般的に考えられるようには類似の存在、共通性のある存在とは考えられていなかったことを反映するものではないか。更に、これらの三書はいずれも鈴屋派国学隆盛以前の書で、寧ろ近世後期のいろは歌研究書に五十音図に触れるものが見いだせないと言ふことは、鈴屋派国学の影響がいろは歌研究の分野に流入した経緯の殆どなかつたことを示すものであろう。そうした上で、これらが五十音図についてどのように述べているか、一つ一つの言説を見ていきたい。

#### ①「以呂波字考録」

・倭音五十字

これは篤信の増補和漢名数下巻六十三葉に出たりいろはの注にはあらねどかなの五音を知らしめ又はかなかへしなと



アイウエヲよりワ井ウエオまでの十行五十文字を。直音ちくおんなりといふ。一字に二音宛つづ具したる。百音を。拗音いぢょうおんなりといふ。

(以下略)

(下20オウ21オ)

本書はただ単に参考として五十音図を挙げるのみであつて、その意義等については説き及ばない。五十音図は、「以呂波字考録」のものと同様、見出し字の下に、拗音を二つずつ示すものである。

### ③「以呂波探玄抄」

「悉曇五十字母」と称して悉曇で示した五十音図をまず挙げる。それぞれ下に拗音が二つずつ示されているという点は、「以呂波字考録」と同様である。こうした、二種の拗音を下に添えた五十音図は、近世では、韻学書を初めとする諸書ではごく一般的に見えるもので、寛永五年和刻本「韻鏡」・契沖「倭字正濫通妨抄」・橘成員「倭字古今通例全書」・文雄「和字大観鈔」など多くの例が挙げられる。いろは歌研究は密教教学と極めて関係が深いことから、いろは歌研究書が五十音図を載せるにあつて、韻学系のそれを引いてくることは、本来さほど不思議ではない。

さて、本書ではその後「難波津」「浅香山」「いろは歌」の三つの手習歌を挙げて、のち五十音図の説に入る。

・光忠按るに幼童よりの手習詞遣ひにて五十字母に越たるはなしやかなる邊鄙の国といへとも五音に洩るゝことなし天地自然の音なれば也此故に天地あつては四季土用とし人にあつては五臟とし物にあつては木火土金水とし音には宮商

角微羽とす凡天地の間此道理にもることなし尤いろはかなも文字を拾ひなは假たることもいはんか然共開合清濁一貫せる五十字母の全きにはしかす是を手習ひの初とせば初学の便と成こと少からず幼少の時ものいひあしく口中と、こほる類ひひとと五十字母を誦誦する時は自然と開合よく呂律にかなふ道理也(以下略)

本書は、寧ろ貝原篤信の言う所と似て、五十音図をいろは歌に優る手習のテキストと推奨するのである。五十音図をいろは歌の上位に位置づけるという点で、調査文献中唯一のものである。しかし注意されるのは、篤信同様、どうやら文字教育としての手習と、音声教育とが区別されていない点である。それと関連して、これも篤信と同様、五十音図を高く評価はしているがその論拠とするところは国学者達の五十音図崇拜とは大きく異なるのである。国学者達がいわば「いろは歌」は歌「仮名文字の一覧」「五十音図」は音節の体系図」と、その両者の性格を文字の世界・音声の世界に峻別して、結果「いろは歌」の考察を埒外に置いたのに対し、篤信や本書は「音節の一覧」と「仮名文字の一覧」とを同一視したうえで、いろは歌と五十音図を比較対照しているのである。

以上、三書の五十音図に関する言及を概観してみた。繰り返しになるが、いろは歌研究は五十音図の発生や使用の母胎である韻学の世界と近い場所に存在していたにもかかわらず、しかしその内部で両者には峻別が行われており、寧ろその間の学説上の交渉は余りなかつた実態が明らかになった。文字と音声と

を同じ天秤に載せて軽重を量るようなことは寧ろ国学者の特性と言えるのであつて、ここでは、その両者を比較する発想自体が無かつたといつて良さそうである。

## 七 いろは歌研究史の周辺(二)

—— 神代文字説との関わり ——

次に、神代文字説と、いろは歌研究書との関係について見ておきたい。

神代文字説の発生は、現存文献から知られる限り、一三〜一四世紀にまで遡る。それは卜部兼方「釈日本紀」(一三世紀後半)を嚆矢として、忌部正通「神代口訣」(貞治六年へ一三六七)等に続く。田中敦子氏は、中世、卜部家を中心に神代文字説が醸成されていたと指摘される。

しかし、神代文字説が隆盛するのは、何といつても近世においてである。偽書「大成経」「天神本紀」を根拠に、その存在説が盛んに説かれるようになる。しかもその「現物」を示すこととの先駆となつたのが(15)「以呂波問弁」の著者諦忍であつたといふことは、いろは歌研究史と神代文字説との深い関係を示唆する。

「以呂波問弁」にはまだ神代文字の「現物」は示されていないのであつたのであるが、それに対し金龍敬雄は「駁以呂波問弁」を著わして、

・○弁者ノ曰吾邦往古四十七字ノ神字アリ悉盛ノ字母ノ如シト○駁ニ曰是甚ダ背ヒ難シ。若文字アラバ名山古跡ニハ一字半点ナリトモノコリ在ベキニ。終ニ其沙汰ナキハ何事ゾ

ヤ。特ニ億兆ノ人ナレバ四十七字全ク覚ヘズトモ。セメテ兩三字ナリトモ覚ヘ伝フベシ。(「弁論」2ウ〜3オ)

と、現物が存在しないことを最大の論拠として、神代文字説を批判した。これに更に反論したものが「神国神字弁論」であり、ここには「駁以呂波問弁」を全掲するとともに、初めて神代文字の「現物」が示されることになる。まず、「日本神代ノ神字儼然トシテ于今名山靈窟ニ存在セリ。汝井蛙ノ輩ノ所知ニ非ズ。予ガ秘本ナレトモ汝ガ如キ迷謬ヲ愍ムガ為ニ。已コトヲ得ズ臆写セシメテ今般拜見ヲ許ス者ナリ。敬テ香ヲ焚テ排覽セヨ」という極めて激しい口調の前置きに続いて、神代文字の「現物」が示される。それは具体的に、

①鎌倉鶴岡八幡宮宝库所蔵のもの(他に、河内平岡宮・泡輪宮に神代文字の記録ありとする)

②和州三輪神社之額の二種である。

さて、諦忍が「以呂波問弁」や「神国神字弁論」で明らかにした神代文字説はどのようなものであつたか。いろは歌との関わりに限定してまとめよう。

・上古天照太神ヨリ大己貴尊ニ授ケ玉フ四十七言アリ。大己貴尊是ヲ受テ後。天八意命ト共ニ此四十七言ヲ以テ神代ノ文字ヲ作ル。：(中略)：其後弘法大師此四十七言ヲ。七字一句ニ結ビテ覚ヘ易カラシメ。大唐ノ草書ノ字ニ書換テ。天下ノ人ヲシテ書易カラシメ玉ヘルナリ。

(「問弁」1オ〜ウ)

・聖徳太子ノ時マデ。神代ノ文字流布セリ。太子始メテ斐普

等ノ漢字ニ写シ換玉ヘリ。コレ一変ナリ。弘法大師ニ至リテ。柴普等ノ漢字ヲ。ひふ等ノ草書ノクツシニ写シ替玉ヘリ。是亦一変ナリ。字ノ体相ハ再び変ズトイヘトモ。神代ノ四十七言ハ。儼然トシテ不レ動セ萬世不易ナリ。

〔問弁〕10オ

・弘法大師ノ以呂波書出ルニ及テ。尤事用ニ便ナルガ故ニ。萬葉書自ラ泯テ惟此平仮名ノミヲ遺フ事ニナリヌ。実ニ萬世不易ノ至宝ナリ。

〔問弁〕11オウウ

・問此いろ等ノ字体ハ。弘法大師ノ作ト云コト。髓ナル証アリヤ。答イカニモの証在ナリ。雲州神門郡ノ神門寺ニ。大師真跡ノ以呂波アリ。最初以呂波製作ノ時ノ筆ニシテ。此寺ノ重宝ナリ。時ノ住持モ。一代ニ一度ナラデハ。封ヲ発キテ拜見セヌ作法ナリ。

〔問弁〕11ウ

この箇所の説をまとめると、まず四十七字の音節一覧（ヒフミ）の作者は天照太神であり、それに随つて大己貴尊と天八意命が神代文字を作つたとする。それを聖徳太子が漢字に置き換え、更に空海がヒフミ配列をいろは歌に改編し、漢字（万葉仮名）を改変して平仮名という新字を作成していろは歌に宛てたのだ、としているのである。そしてその証拠として、『以呂波字考録』以降のいろは歌研究書に屢々見える「神門寺藏空海真筆いろは」を挙げる。

ここに見られるのは、神代文字説といろは歌Ⅱ平仮名空海作者説の融合の苦勞である。真言宗僧としての立場から、諦忍はいろは歌Ⅱ平仮名の草創に関わる空海の役割を否定することの出来ない道理であつた。それを両立させるとすれば、どうして

も木に竹を接ぐような論理に成らざるを得ない。当然ながら敬雄はこの点を突いてくる。

・甚深微妙トイハルル神代ノ四十七字ヲ廃シテ。いろは二換ラルルハ何ノ益ゾヤ。凡ソ改テ益ナキコトハ旧貫ニ因テ可ナリ。大師何ゾ。忌憚ルコトナキヤ。若弁者ノ如クナラハ大師モ亦備ヲ作ル罪人ナルヘシ。〔弁論〕9ウ、10オ

即ち、神代文字が優れたものであつたならば、何故作り変える必要などあつたのか、という当然の疑問である。更に天台宗僧である敬雄は、いろは歌が義理に合わないこと、聖徳太子の作つた単なる符丁であるという説のあることなどを続けて述べ、空海といろは歌の神格化そのものを批判の俎上に載せるのである。

それに対して諦忍は次のように答えている。

・改テ益アル故ニ改玉ヘリ。汝愚人何ゾ其深意ヲ知ン。亦いろはちりぬる等は和歌ノ如ク義理ヲ求ルニ非ス。唯文字ヲナラベテ日用ニ便スルノミ。〔弁論〕23オ

しかしながらこれは、単に感情的なものであつて、到底説得力のある反論とは言い難い。「密蔵諸秘釈」以来の歌解も、根底から否定してしまつた。これが、諦忍における神代文字説といろは歌Ⅱ平仮名作者説の融合の限界であつた。

この点を克服するために出現するのが平仮名を神代文字と同一視した論である。第二章でも述べたように、(6)「以呂波正字篇」に

・然るに神道を説者日本神代の文字ありて。秘伝すといふ。文字に何の秘する事かあらん或は神書といふ中に先天後天



の文字など名づくるあり。あやしまざる事を得ず。又いまのいろはを或は天竺漢字になき字にて日本の神作といへるあり一笑にたらず。

(4ウ〜5オ)

とあることから、「以呂波問弁」に先だつて、本書の板行された元禄三年以前に既にそうした論の存在したことが窺われる。果たして、やや後の(10)「伊呂波董蒙抄」に、

・〔大成経〕「天神本紀」の、大己貴尊と天八意命がヒフミを作つたという神話を挙げた後、今相伝ヲ以テ人含道善等ノ、四十七言ニ、日頭神字ノ、ひふみよ等ノ、四十七字ノ、日頭神字ヲ加ヘテ、是ヲ神代ノ邦字ナリトス、然レハ神代ヨリ和字アリト伝フ、若シ和字高祖大師ノ、御製作ナリト決セバ、忽千此ノ相違アリ如何、(上5オ〜5ウ)

という問が見えるのである。これに対して本書の著者盛典は、やはり真言宗僧としての立場から、次のように答える。

・総シテ神代ノ書ハ、唯和語ヲ述テ、和字ニテ記録シテ漢字ヲ以テ書スコトナシ、聖徳太子ノ時、異朝ヨリ仏書、渡三弘法伝通記故ニ能ク漢字ニ練磨スルカ故ニ、漢字ヲ以テ、日頭神字ニ易、是レ皆ナ御功績ナリ、(上5ウ)

・和字モ中絶スルニ似タリトイヘトモ、高祖大師、日ノ神ノ詔ヲ承テ、今伊呂波并ニ和字ヲ取り興シテ、神代ニ無キお(於)ゐえ(江)ノ三字ノ、加頭ヲナシ下フナリ、(上10ウ)

・(神の託宣によつて四句偈を和らげているは歌を作つたことを述べた後)故ニ世ニ伊呂波ノ章及ヒ和字、並ニ皆ナ弘法大師ノ御作ナリト云フナリ、(上7ウ)

即ち、「和字」に「日頭神字」は漢字の伝来とそれを利用して聖徳太子が神代の書を書き換えたことによつて廢れた、それを弘法大師が神の託宣により中興したとするのである。

平仮名と神代文字の同一視をより積極的に肯定した論は(17)「日本以呂波音訓伝」に見える。本書では、梵字・神代文字・平仮名を同一視した考えを示し、空海の業績はヒフミをいろは歌に作り替えた点に完全に限定されている。著者慧眼は真宗大谷派の僧であり、その点が神代文字説を受け入れるに當つて、諦忍や盛典に比べて制約の少ない所以であつた。

・〔大成経〕「先天本紀」の跋文を引いた後、蓋シ是レ神史ノ本元ニシテ書トコロ皆ひふみよいむなノ神字ナリ然ルヲ人誤テ秘密ノ神字ヲ平仮名トイヒ漢字ヨリ劣タルヤウニ意得タルハ甚、勿体ナキコトナリ平加那ハ日頭神字ナリ(卷一23オ)

・天理鈔ニ今口伝ト云ハ神代ノ字ハ自然ノ梵字ナリ和訓ヲ右ニ附ト云ハ漢字ヲ和訓ニ用ヒ震且マテモ知シムルコトナリ此口伝ハ神ト大日ト同体ニシテ梵字ト仮名トハ通スル義ナリトイヘリ此意甚、当哉(卷一23オ〜24ウ)

・問以呂波ハ誰人ノ作ナリヤ答諸説紛然タリ：(中略)：予謂ニ文字ハ神代ノ字ニシテ句作イロハいろはニ等ハ弘法ノ述作ナリ(卷一26ウ〜27オ)

・能フ考フルニいろはノ字形ハ神代ひふみよノ四十七言ナリ色ハ香ト散ラト云句ハ正ク弘法ノ作ナルベシ(卷一27ウ〜28オ)

・問此、いろは四十七字ハ漢字ノ草ナリヤ將梵字ノ異字ナリ(卷一27ウ〜28オ)

ヤ答梵字ノ省略ナリ…(中略)…愚惟ニ日本ハ大日如来ノ名号ヲ国名トスレハ和字ハ則チ梵字ナリ梵字ハ即チ和字ナラン (卷一35オウウ)

・神字ハ梵字トミユ…(中略)…梵字ヲ省テ急ニセハ悉ク日頭神字ニナナルヨシ伝ヘタリ (卷一36オ)

前記の第二は、(5)「以呂波天理鈔」上巻17オからの引用である。ここで「天理鈔」の言うところは「大成経」の「用神代字ニ附和訓於厥右与之而使韓人知其声兼婦吾大道恐吾神徳和人識韓音広通天竺震旦之聖道矣。」について解釈したものであるが、そのうち「梵字ト仮名トハ通スル義ナリ」というのはその両者が共に表音文字であり、共通して訓点として用いられることを述べたものである。実際、以下に示すように「天理鈔」は仮名と梵字を明確に区別している。

・神代ノ文字ハ梵字ニシテ旧事記等ノ左ニアリト知。

・人皆和訓ト云ヲ。和字ト知は大ナル誤リ也。和訓ハ神代ヨリ伝来ス。和字ハ弘法作ルト知バ疑ヒナシ。(上18オ)

即ち、梵字は「神代文字」ではなく「神代に用いられた文字」であり、「和字」とも全く交渉のないものであることを「天理鈔」は述べているのであるが、「以呂波音訓伝」はそれを曲解し、神代文字Ⅱ梵字Ⅱ平仮名としてしまったのであった。

以上のように、いろは歌研究と神代文字説の融合の流れがある一方で、「以呂波問弁」と同様、神代文字説は認めつつも平仮名Ⅱいろは歌とは全く別物と考える書もあり、また、「以呂

波正字篇」のように神代文字説を強く否定するいろは歌研究書も後に続いている。

(14)「以呂波萬年艸」は、前者に当たるものである。・神代の和字といふは。本有自然の言語にして。後生の学習ふたる物には非ず。神国不思議の音声なり。(10ウ〜11オ)

(19)「桑魯琶如意注」は、ごく簡略に、いろは歌が、空海によってヒフミから改編されたことをのみ説く。平仮名の作者については述べない。

・抑此いろはハ。弘法大師。大神宮ノ。託宣ニ仍テ。ひふ等ノ神文。四十七字ヲ。トリ崩シテ涅槃經四句ノ偈文ヲ。和歌ニ説玉シ。(1オ)

また、後者としては(23)「以呂波探玄抄」が挙げられる。

・卜部家の書に神代の文字一万五千三百七拾九字と云り此説取へからず上古神代文字なき事明けし

このように、いろは歌研究書における神代文字説の扱いは、否定と、区別と、融合と(或いは全く触れないものと)に分裂していくのであるが、そうした動きの末に、それまで国学者達が積極的に採り上げなかったいろは歌研究を積極的に評価した伴信友「仮字本末」が現れる。信友の研究の背景には、神代文字説が勢力を持つに至ったことがあり、その論破のために仮名作者説が取り入れられたのであった。ここに初めて、いろは歌研究史と国学による言語研究史の合流もなされたのである。

注1 馬淵和夫氏によれば、その製作の当初の目的は片仮名

- による反切の用に供するためだとされるのであるが  
 (醍醐寺蔵「孔雀経音義」附記の「五音」をめぐって)「醍醐寺文化財研究所研究紀要」第十二号、一九九二・三、ここではそのことは措き、あくまでも近世における一般的な把握のされ方に限定して述べる。
- 2 現在知られる最古の活用表である、「韻鏡図」(正保三年へ一六四六)刊と、それを踏襲した大和田気求「伊呂波集韻」(享保二年へ一七一七)刊については、〔仁海傳正九百五十年隨心院聖教類の研究〕(汲古書院、一九九五)所収の近藤泰弘氏同書解説に詳しい。
- 3 引用は家蔵天明和六年(一七六九)跋板本による。
- 4 引用は「本居宣長全集」第8巻(筑摩書房、一九七二)による。
- 5 引用は家蔵天明五年(一七八五)板本による。
- 6 引用は家蔵天保一三年(一八四二)板本による。
- 7 近世の言霊説については、豊田国夫氏「日本人の言霊思想」(講談社学術文庫、一九八〇)に詳しい。
- 8 馬淵和夫氏「五十首図の話」(大修館書店・一九九三)にここに挙げたものを初めとして多くの実例が示されている。
- 9 神代文字説の研究史について、その存在を信じる立場からではなく、客観的に、即ち国語文字意識史的に扱った研究は多くないが、山田孝雄氏「国語史 文字篇」(刀江書院、一九三七)、同「所謂神代文字の論上中下」(芸林「四巻」一〜三号、一九五三・二、四、

六)、田中敦子氏「神代文字考」(「国文目白」へ日本女子大学)27、一九八七・一二)が該当するものに挙げられる。以下本稿でも、神代文字研究史の概観に関する部分はこれら研究の成果を参照させて頂いている。

10 以下引用は家蔵「神国神字弁論」安永九年(一七八〇)板本による。

11 「以呂波問弁」の説とそれに対する諸反論については、川口高風氏「諦忍律師研究」(法蔵館、一九九五)第三篇「諦忍の著作をめぐる論争」第二章「諦忍のその他の著作をめぐる論争」第二節「以呂波問弁」をめぐる論争」に詳しい。

12 平田篤胤「神字日文伝」第十一文と同じものである。

13 引用は家蔵「以呂波問弁」宝曆一四年(一七六四)板本による。

付記・本稿は二〇〇三年度白百合女子大学研究奨励費による研究成果の一部である。

(本学助教)